



平成 27 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山 本 良 一
(コード 3086 東証、名証第一部)
問合せ先責任者 経営戦略統括部 部長
コーポレートガバナンス推進担当 牧 田 隆 行
(TEL 03 - 6895 - 0178)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月28日開催予定の第8期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成26年6月27日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が公布され、同法の施行日(平成27年5月1日)以降においては、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになることに伴い、これらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第29条および第37条の一部を変更するものです。

なお、定款第29条の一部変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分 _____ は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 28 条 (略)	第 1 条～第 28 条 (現行どおり)

<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第30条～第36条 (略)</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第30条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第38条～第41条 (略)</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第38条～第41条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

平成27年5月28日

定款変更の効力発生日 (予定)

平成27年5月28日

以上